

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年5月6日（令和4年（行情）諮問第292号）

答申日：令和5年2月16日（令和4年度（行情）答申第532号）

事件名：特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる51文書（以下、順に「文書1」ないし「文書51」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月9日付け法務省訟民第59号により法務大臣（以下「処分庁」及び「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の各不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても、以下の部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

- (1) 処分庁は、決定通知書別紙により国の機関の電話番号及びファクシミリ番号を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした、しかしながら、当該不開示部分に記載されている電話番号およびファクシミリの番号の1桁目は、「0」であることが容易に推認できる（その理由として、例えば総務省のWebサイト中のページ「総務省 | 電気通信番号制度 | 電話番号に関するQ&A」中の項目「Q1 電話番号とはどのようなものですか?」、特定URLでは別紙1のとおり説明されている）から、不開示とされた番号の1桁目が公開されていない情報であるということとはできない、また、不開示とされた番号の1桁目を開示したとしても、電話番号の2桁目以降の部分の特定はおよそ不可能であるから、国の機関が行う事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるともいえない、そうすると、不開示とされた番号のうち、少なくとも1桁目の数字は法5条6号柱書きにあたる不開示情報ではない、さらに、

不開示とされた番号の1桁目以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

(2) 処分庁は、文書20及び文書43中の国の機関の電話番号およびファクシミリ番号を、法5条6号柱書き該当を理由として不開示とした、ところで、本件開示請求に係る訴訟の被告国指定代理人名で裁判所宛に提出された文書29「釈明書(4)」の4ページ目第17行目には「公開が原則とされている裁判にかかる資料として、上記被告7名の個人に関する情報が記載された資料を提出することは、一般に対して公開することに等しい」と記載されている。そうすると、本件開示請求に係る訴訟に関与した特定法務局訟務部および特定大学校は、訴訟に関して書面を提出することを、当該書面を「一般に対して公開することに等しい」ことであると認識していると認められる。かかる認識を有する特定法務局訟務部および特定大学校が作成し裁判所に提出した書面に記載されている、国の機関の電話番号およびファクシミリ番号が、公開によって「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものであるとは考え難い、そのため、上記国の機関の電話番号およびファクシミリ番号は法5条6号柱書きにあたる不開示情報ではない。さらに、上記国の機関の電話番号およびファクシミリ番号以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

(3) 処分庁が部分開示した文書48「判決書」の1ページ目第2行目には開示請求に係る訴訟の事件番号として「特定年(○)第○号 特定事件」と記載されているほか、上記文書48の49ページ第13行目には「裁判体 特定高等裁判所第○民事部」と記載されている。ところで、最高裁判所のWebサイト中の判例検索ページに別紙2のごとく入力して検索したところ、結果として表示される裁判例は1件のみであり、別紙3の通りの判決書が閲覧できる。そして別紙3の判決書は、その内容からして処分庁が一部開示した文書48「判決書」と同一のものであるが、処分庁が法5条1号該当を理由として不開示とした部分の一部が読み取れる。それは、例えば

- ① 特定年月日Aに、本件開示請求に係る訴訟の原告の○○○は、○号室であること(文書48の12ページ第9行目)
- ② 特定年月日Aに、本件開示請求に係る訴訟の原告の○○○後に、それほど時間が経過していない時点で上記○○○が行われた部屋を見回りに訪れた教官が当直を務めていた部隊は、第○隊であること(文書

48の12ページ第21行目)

- ③ 特定年月日B以降に、本件開示請求に係る訴訟の原告が住んでいた部屋は○号室であること(文書48の13ページ第12行目)
- ④ 特定年月日Cごろに、本件開示請求に係る訴訟の原告に対する○○○のは、○隊の○○○であること(文書48の14ページ第22行目)
- ⑤ 特定年月中旬ごろの○○○の際に、○○○された部隊は、○隊であること(文書48の17ページ第15行目)
- ⑥ 特定年月日Dに、本件開示請求に係る訴訟の原告が○○○場所は、○号室であること(文書48の18ページ第2行目)
- ⑦ 本件開示請求に係る訴訟の原告が特定大学を退学後に受験した学校は、特定大学であること(文書48の43ページ第10行目)

である。そして、これらの情報を含む別紙3から読み取れる情報は、我が国の機関である最高裁判所のWebサイトで公開され、インターネットを使用できる者なら誰でも容易にアクセス出来るものであり、公にされているといえる、また裁判所が裁判例の一部を選んでそのWebサイトで公開することは、もはや慣例となっている。そうすると、法5条1号該当を理由とした文書48中の不開示部分のうち、上記別紙3から読み取れる情報以外の不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和3年9月30日付け行政文書開示請求書(同年10月4日受領。受付第499号)をもって、同請求書別紙記載の国を当事者とする損害賠償事件に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て(以下「本件請求文書」という。)について、法3条の規定に基づく行政文書開示請求(本件開示請求)を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求の対象文書を、「第一審が特定地方裁判所(令和元年10月3日判決)に、第二審が特定高等裁判所に関する①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て」と特定した。
- (3) 処分庁は、法11条を適用し、令和3年10月28日付け法務省訟民第518号をもって、開示決定等の期限を令和4年2月28日まで延長し、令和3年11月29日付け法務省訟民第556号をもって、相当部分について、一部開示決定をした。

そして、令和4年2月9日付け法務省訟民第59号をもって、相当部

分以外について、別表記載のとおり一部開示決定をした（原処分）。

- (4) 本件は、原処分に対し、審査請求人から、令和4年4月1日付け（同月7日受領）で審査請求されたものである。

なお、審査請求人は、上記（3）前段記載の相当部分についても審査請求をしており、現在、令和4年（行情）第128号で貴審査会に諮問しているところである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分（以下、第3において「本件各不開示部分」という。）について、何ら具体的な理由を示すこともなく、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求め、仮にその主張が認められないとしても、処分庁が不開示とした①国の機関の電話番号及びファクシミリ番号の1桁目並びに②最高裁判所のウェブサイトで公開されている裁判例に記載のある部屋番号、所属部隊及び学校名は、法6条1項に規定により部分開示されるべきである旨主張する。

3 原処分の妥当性

- (1) 本件各不開示部分及び不開示情報該当性について

ア 個人の氏名、住所、経歴、肩書、職責、生年月日、血液型、電話番号、続柄、国以外の者に対する訴訟物の価額、貼用印紙額（国と国以外の者の総額が表示されている場合は当該総額を含む。）、関係者の所属部隊等の固有番号、個人の機微に関する情報及び刑事告訴に関する報道年月

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号本文に該当し、また、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない。

イ 原告訴訟代理人弁護士の印影

当該部分は、公にすることにより、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

ウ 国の機関の電話番号及びファクシミリ番号

当該部分は、一般に公開されていない情報であって、公にすることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

- (2) 部分開示（法6条1項）の適否について

法6条1項本文は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を用意に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定されているものの、不開示情報に該当する独立した一体の情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分を開示することまでをも行政機関の長に義務付けているものとは解されていない。

また、同項ただし書では、「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定されており、不開示情報を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示しても意味がないと認められるときは、行政機関の長に対し当該部分を部分開示する義務が課せられていない。

本件について、検討すると、審査請求人が部分開示されるべきであると主張する①国の機関の電話番号及びファクシミリ番号の1桁目の数字については、これらの番号が独立した一体の情報であり、かつ、当該部分が有意な情報でないことから、処分庁において細分化して開示する義務はない。また、②部屋番号、所属部隊及び学校名については、いずれも他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるところ、最高裁判所のウェブサイトで公開されている裁判例にその記載がされていることをもって慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは解されないことから、処分庁において開示する義務はない。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分について、法5条1号本文、2号イ、6号柱書きにそれぞれ該当するとして不開示とした原処分は正当であり、原処分の維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年5月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年11月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月23日 審議
- ⑥ 令和5年2月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、残りの部分として本件対象文書につき、そ

の一部を法5条1号，2号イ及び6号柱書きに該当するとして，不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているところ，諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分したところ，標記不開示部分には，特定の訴訟（以下「本件事件」という。）に係る原告，被告AないしH（以下「被告」という。）及び関係者（以下，これらの者を併せて「訴訟当事者等」という。）の氏名，生年月日等，階級，電話番号，住所等，職責等，所属等に係る固有番号，本件事件に係る第一審判決日等，刑事告訴に関する報道日等，過去の類似事件に係る被害者の氏名及び別件事件に係る事件番号，国以外の者に対する訴訟物の価額並びに個人の機微に触れる情報が記載されていると認められる。

ア 訴訟当事者等の氏名，生年月日等，階級，職責等及び電話番号並びに住所等

標記不開示部分は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものと認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，当該不開示部分については，個人識別部分である本件事件に係る事件番号が原処分において既に開示されていることから，部分開示の余地はない。

したがって，標記不開示部分は，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

イ 本件事件に係る第一審判決日等

(ア) 標記不開示部分は，本件対象文書に訴訟当事者等の氏名が記載されていることから，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであると認められる。

(イ) 次に，法5条1号ただし書イ該当性について検討する。

a 民事訴訟事件の訴訟記録に係る閲覧制度は，裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保するなどの基本的な理念に基づき，特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので，その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても，このことをもって，訴訟記録に記載された情報が，情報公開手続において，直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

他方、最高裁判所のウェブサイトにて既に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきである。

- b 当審査会事務局職員をして最高裁判所のウェブサイトに掲載された判例検索システムを確認させたところ、本件対象文書の開示部分に記載された事件番号に対応する第一審判決書及びその上訴審である第二審判決書が、同ウェブサイトに掲載されている事実が認められる。

上記判例検索システムは、誰でも掲載されている判決書の内容を容易に検索・閲覧することを可能にするためのもので、その検索の結果得られた上記第一審及び第二審の判決書においては、訴訟当事者等の氏名が記載されていないなど、個人情報に一定の配慮がされており、かかる状況に照らせば、当該ウェブサイトにおける上記第一審及び第二審の判決書の掲載については、情報公開制度と基本的に共通の趣旨・目的の下に情報を掲載し、個人情報に対する配慮もされているものと認められる。

- c 標記不開示部分については、当該ウェブサイトの上記第一審判決書に記載されており、上記 a 及び b に述べたところに照らして公表慣行があると認められる部分又は原処分で既に開示されている部分等から容易に推測できると認められる部分であるから、法 5 条 1 号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである（別紙の 2（1）ないし（8）に掲げる部分）。

ウ 刑事告訴に関する報道日等

（ア）標記不開示部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

（イ）次に、法 5 条 1 号ただし書イ該当性について検討すると、標記不開示部分については、当該ウェブサイトの上記第二審判決書に記載されている事実が認められ、上記イ（イ） a 及び b に述べたところに照らせば、当該部分は、公表慣行があると認められることから、法 5 条 1 号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである（別紙の 2（9）ないし（11）に掲げる部分）。

エ 過去の類似事件に係る被害者の氏名及び別件事件に係る事件番号

（ア）標記不開示部分のうち、過去の類似事件に係る被害者の氏名は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められ、また、別件事件に係る事

件番号についても、これを公にすると訴訟記録の閲覧制度を利用することなどにより、当該事件の関係者が特定される可能性を否定することはできないことから、当該部分は、同号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について検討する。

標記不開示部分については、最高裁判所のウェブサイトに掲載されておらず、他に公表慣行があるとも認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該不開示部分は個人識別部分であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 国以外の者に対する訴訟物の価額

(ア) 標記不開示部分については、本件対象文書に訴訟当事者等の氏名が記載されていることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について検討すると、標記不開示部分のうち、別紙の2(12)ないし(16)に掲げる部分を除く部分は、最高裁判所のウェブサイトに掲載されておらず、他に公表慣行があるとも認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該不開示部分については、個人識別部分である本件事件に係る事件番号が原処分において既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記不開示部分のうち、別紙の2(12)ないし(16)に掲げる部分については、当該ウェブサイトの上記第一審判決書及び第二審判決書に記載されている事実が認められ、上記イ(イ) a 及び b に述べたところに照らせば、当該不開示部分には、公表慣行があると認められることから、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。

カ 訴訟当事者等の個人の機微に触れる情報

(ア) 標記不開示部分は、①原告が通院していた医療機関の名称、②原

告が入学した大学の名称，③原告が刑事告訴した日等及び④原告の病歴等に関する情報，⑤被告3名の犯歴に関する情報等，⑥被告の部活動における肩書に関する情報，⑦過去に特定大学校において問題とされた事案に関する情報及び⑧訴訟当事者等が受けた処分に関する情報並びに⑨訴訟当事者等に関する上記①ないし⑧を除くその他の情報であり，これらは，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について検討する。

a 標記不開示部分のうち，①原告が通院していた医療機関の名称，④原告の病歴等に関する情報，⑦過去に特定大学校において問題とされた事案に関する情報，⑧訴訟当事者等が受けた処分に関する情報のうち，別紙の2(32)ないし(34)に掲げる部分を除く部分及び⑨訴訟当事者等に関する上記①ないし⑧を除くその他の情報については，当該ウェブサイトに掲載されておらず，他に公表慣行があるとも認められないことから，当該不開示部分は，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，当該不開示部分については，個人識別部分である本件事件に係る事件番号が原処分において既に開示されていることから，部分開示の余地はない。

したがって，当該不開示部分は，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

b これに対し，標記不開示部分のうち，②原告が入学した大学の名称，③原告が刑事告訴した日等，⑤被告3名の犯歴に関する情報等，⑥被告の部活動における肩書に関する情報，⑧訴訟当事者等が受けた処分に関する情報のうち，別紙の2(32)ないし(34)に掲げる部分については，当該ウェブサイトの上記第一審判決書(⑤被告3名の犯歴に関する情報等については，同様の内容が記載。)又は第二審判決書に記載されており，上記イ(イ) a 及び b に述べたところに照らして公表慣行が認められる部分又は原処分で既に開示されている部分等から容易に推測できると認められる部分であるから，法5条1号ただし書イに該当すると認められるので，同号に該当せず，開示すべきである(別紙の2(17)ないし(34)に掲げる部分)。

キ 訴訟当事者等の所属等に係る固有番号

(ア) 標記不開示部分は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する

情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について検討する。

標記不開示部分のうち、別紙の2(35)ないし(82)に掲げる部分を除く部分は、最高裁判所のウェブサイトに掲載されておらず、他に公表慣行があるとも認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、個人識別部分である本件事件に係る事件番号が原処分において既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記不開示部分のうち、別紙の2(35)ないし(82)に掲げる部分は、当該ウェブサイトの上記第二審判決書に記載されており、上記イ(イ) a 及び b に述べたところに照らして公表慣行があると認められる部分又は原処分で既に開示されている部分等から容易に推測できると認められる部分であるから、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分には、原告(控訴人)代理人弁護士の印影が記載されていると認められる。

弁護士の印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、偽造等によって当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分

当審査会において本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分は、答弁書(文書20及び文書43)の送達場所部分の特定法務局訟務部民事訟務部門A及びBの電話番号及びファクシミリ番号並びに特定大学のファクシミリ番号及び口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状(文書34)に記載された特定高等裁判所の職員の内線番号及びファクシミリ番号であると認められる。

諮問庁は、上記第3の3(1)ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、特定法務局訟務民事部門において行われる業務の性質等に照らせば、これらを公にすると、訴訟の利害関係者

等から業務妨害又は抗議等の発信が行われ、その結果、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨補足して説明する。

上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められないことから、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件対象文書)

- 文書1 訴状訂正申立書
- 文書2 求釈明申立書(1)
- 文書3 第1準備書面
- 文書4 第1準備書面の訂正について
- 文書5 求釈明申立書(2)
- 文書6 原告第2準備書面
- 文書7 原告第2準備書面の訂正について
- 文書8 原告第3準備書面
- 文書9 上申書
- 文書10 原告第3準備書面の訂正について
- 文書11 文書提出命令申立書
- 文書12 原告第8準備書面
- 文書13 原告第9準備書面
- 文書14 原告第9準備書面の訂正
- 文書15 原告第10準備書面
- 文書16 求釈明
- 文書17 原告第11準備書面
- 文書18 原告第12準備書面
- 文書19 意見書
- 文書20 答弁書
- 文書21 第1準備書面
- 文書22 釈明書
- 文書23 番号22のうち「(1)の1」資料
- 文書24 番号22のうち「(1)の2」資料
- 文書25 番号22のうち「(1)の3」資料
- 文書26 釈明書(2)
- 文書27 釈明書補充書
- 文書28 釈明書(3)
- 文書29 釈明書(4)
- 文書30 被告最終準備書面
- 文書31 時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立書
- 文書32 判決書
- 文書33 判決要旨
- 文書34 第1回口頭弁論呼出状及び答弁書催告状及び封筒の写し
- 文書35 控訴状
- 文書36 控訴理由書

- 文書 3 7 文書提出命令申立書
- 文書 3 8 控訴人準備書面（請求原因の追加について）
- 文書 3 9 控訴人第 1 準備書面
- 文書 4 0 控訴人第 2 準備書面
- 文書 4 1 文書提出命令申立てについての意見（その 1）
- 文書 4 2 文書提出命令申立てについての意見（その 2）
- 文書 4 3 答弁書
- 文書 4 4 文書提出命令申立てに対する意見書
- 文書 4 5 意見陳述（弁論要旨）
- 文書 4 6 意見陳述（弁論要旨）
- 文書 4 7 判決要旨
- 文書 4 8 判決書
- 文書 4 9 証拠申出書
- 文書 5 0 証拠申出書についての意見
- 文書 5 1 控訴人証拠申出書に対する意見書

2（開示すべき部分）

- (1) 文書 1 8 の 4 枚目の上から 1 2 行目及び 1 3 行目の不開示部分全て
- (2) 文書 1 8 の 2 7 枚目の下から 1 1 行目の不開示部分
- (3) 文書 1 8 の 4 2 枚目の上から 9 行目の不開示部分， 4 8 枚目の下から 5 行目の不開示部分及び 5 1 枚目の上から 7 行目の不開示部分並びに 8 行目の前から 1 文字目ないし 8 文字目の不開示部分
- (4) 文書 1 8 の 5 9 枚目の上から 1 3 行目の前から 1 0 文字目ないし 2 2 文字目の不開示部分及び 6 1 枚目の上から 4 行目の不開示部分並びに 6 9 枚目の下から 6 行目及び 7 行目の不開示部分全て
- (5) 文書 1 8 の 7 0 枚目の下から 1 1 行目の不開示部分， 7 1 枚目の上から 9 行目及び 1 0 行目の不開示部分全て及び 8 9 枚目の下から 1 2 行目の不開示部分並びに 9 4 枚目の上から 1 3 行目の不開示部分
- (6) 文書 3 2 の 1 4 枚目の下から 1 1 行目の不開示部分
- (7) 文書 3 9 の 6 1 枚目の下から 9 行目の不開示部分
- (8) 文書 4 1 の 6 枚目の下から 2 行目の前から 1 文字目ないし 9 文字目の不開示部分及び下から 5 行目の不開示部分
- (9) 文書 6 の 9 枚目及び文書 7 の 2 枚目の表中の「通番号」欄 3 3 の「日付」欄の不開示部分
- (10) 文書 1 8 の 9 3 枚目の上から 3 行目の不開示部分
- (11) 文書 4 1 の 5 枚目の下から 1 2 行目不開示部分
- (12) 文書 3 の 9 枚目の上から 9 行目の不開示部分及び下から 1 行目の不開示部分

- (13) 文書13の82枚目の上から11行目の不開示部分
- (14) 文書13の87枚目下から1行目の不開示部分
- (15) 文書32の14枚目の上から12行目の不開示部分
- (16) 文書48の47枚目の上から15行目の不開示部分, 上から17行目の前から12文字目ないし14文字目の不開示部分及び後ろから2文字目ないし4文字目の不開示部分及び上から18行目の後ろから12文字目ないし14文字目の不開示部分並びに19行目及び20行目の不開示部分全て
- (17) 文書18の104枚目の上から10行目及び13行目の不開示部分全て
- (18) 文書30の44枚目の上から4行目及び下から6行目の不開示部分
- (19) 文書48の43枚目の上から10行目及び13行目の不開示部分全て
- (20) 文書6の5枚目の下から3行目の不開示部分
- (21) 文書6の9枚目及び文書7の2枚目の表中の「通番号」欄34の「日付」欄の不開示部分
- (22) 文書8の1枚目の下から7行目の不開示部分
- (23) 文書12の10枚目の不開示部分
- (24) 文書18の58枚目の上から15行目の後ろから1文字目ないし6文字目の不開示部分及び上から16行目の不開示部分並びに93枚目の上から2行目の後ろから2文字目ないし10文字目の不開示部分
- (25) 文書45の8枚目の上から13行目の前から9文字目ないし15文字目の不開示部分
- (26) 文書48の25枚目の上から4行目の不開示部分
- (27) 文書18の34枚目の下から9行目の不開示部分全て及び下から10行目の後ろから1文字目の不開示部分
- (28) 文書18の51枚目の上から8行目の後ろから1文字目ないし6文字目の不開示部分及び上から9行目の不開示部分
- (29) 文書18の70枚目の上から10行目の後ろから1文字目ないし5文字目の不開示部分及び上から11行目の不開示部分
- (30) 文書32の7枚目の下から3行目の後ろから14文字目及び15文字目の不開示部分及び49枚目の上から5行目の前から17文字目及び18文字目の不開示部分並びに50枚目の下から3行目の後ろから4文字目及び5文字目の不開示部分
- (31) 文書36の6枚目の下から9行目の前から2文字目及び3文字目の不開示部分
- (32) 文書36の43枚目の下から3行目の不開示部分及び44枚目の上から1行目の不開示部分並びに上から6行目の不開示部分
- (33) 文書38の8枚目の上から3行目の前から13文字目及び14文字目

- の不開示部分及び上から6行目の前から18文字目及び19文字目の不
開示部分並びに上から11行目の不開示部分
- (34) 文書48の28枚目の上から5行目の前から19文字目及び20文字
目の不開示部分及び上から6行目の後ろから6文字目及び7文字目の不
開示部分
- (35) 文書3の16枚目の上から13行目の不開示部分、下から5行目の後
ろから8文字目の不開示部分、17枚目の上から2行目の不開示部分、上
から4行目の後ろから10文字目の不開示部分及び下から11行目の不
開示部分並びに32枚目の下から6行目及び9行目の不開示部分全て
- (36) 文書6の4枚目の下から4行目の不開示部分、11枚目の上から4行
目の不開示部分全て、上から5行目の不開示部分及び上から19行目の左
から17文字目ないし19文字目の不開示部分及び右から4文字目及び5
文字目の不開示部分並びに上から20行目の左から1文字目ないし3文字
目の不開示部分
- (37) 文書13の31枚目の上から8行目の後ろから2文字目の不開示部分
及び上から9行目の前から6文字目ないし8文字目の不開示部分及び40
枚目の上から6行目の前から12文字目ないし14文字目の不開示部分
- (38) 文書13の50枚目の上から9行目の前から7文字目の不開示部分及
び13文字目及び14文字目の不開示部分、上から11行目の14文字目
ないし16文字目の不開示部分及び上から13行目の前から13文字目な
いし15文字目の不開示部分並びに上から15行目の前から14文字目な
いし16文字目の不開示部分
- (39) 文書13の53枚目の上から10行目の前から13文字目及び14文
字目の不開示部分、56枚目の上から10行目の後ろから1文字目及び上
から11行目の前から1文字目及び2文字目の不開示部分並びに57枚目
の上から6行目の不開示部分
- (40) 文書13の61枚目の上から1行目の前から17文字目ないし19文
字目の不開示部分、上から3行目、4行目、6行目及び7行目の不開示部
分全て及び上から10行目の前から13文字目ないし15文字目の不開示
部分並びに下から7行目の前から14文字目ないし16文字目の不開示部
分
- (41) 文書13の62枚目の上から5行目の不開示部分、65枚目の下から
6行目の前から1文字目、76枚目の下から6行目の前から15文字目及
び18文字目の不開示部分、下から4行目の不開示部分
- (42) 文書13の82枚目の上から14行目の不開示部分、83枚目の上か
ら8行目の前から12文字目及び15文字目の不開示部分及び上から11
行目の不開示部分並びに下から1行目の不開示部分
- (43) 文書13の84枚目の上から14行目の前から16文字目ないし18

- 文字目の不開示部分及び下から6行目の後ろから3文字目の不開示部分並びに下から3行目の後ろから14文字目の不開示部分
- (44) 文書13の85枚目の下から7行目の前から13文字目の不開示部分及び86枚目の下から6行目及び7行目の不開示部分全て並びに下から4行目の不開示部分
- (45) 文書18の34枚目の上から6行目の不開示部分全て、下から6行目の不開示部分及び35枚目の上から7行目の不開示部分全て並びに48枚目の上から3行目の前から15文字目の不開示部分
- (46) 文書18の71枚目の上から3行目の後ろから9文字目ないし11文字目の不開示部分、80枚目の下から1行目の後ろから2文字目及び3文字目の不開示部分、81枚目の上から14行目の不開示部分及び89枚目の下から1行目の不開示部分並びに90枚目の上から3行目の後ろから4文字目及び5文字目の不開示部分
- (47) 文書21の5枚目の上から11行目の後ろから2文字目ないし4文字目の不開示部分、下から1行目の前から10文字目ないし12文字目の不開示部分及び12枚目の上から5行目の後ろから7文字目の不開示部分並びに上から7行目の前から10文字目の不開示部分
- (48) 文書21の33枚目の下から8行目の後ろから6文字目ないし8文字目の不開示部分、下から7行目の前から13文字目ないし15文字目の不開示部分及び下から5行目の不開示部分並びに下から4行目の前から1文字目及び18文字目ないし20文字目の不開示部分
- (49) 文書21の35枚目の上から9行目の前から15文字目ないし17文字目の不開示部分及び50枚目の下から9行目の不開示部分
- (50) 文書30の17枚目の上から3行目の後ろから6文字目ないし8文字目の不開示部分、上から4行目の前から14文字目ないし16文字目の不開示部分及び上から6行目の後ろから1文字目ないし3文字目の不開示部分並びに上から7行目の前から17文字目ないし19文字目の不開示部分
- (51) 文書30の31枚目の下から2行目の後ろから12文字目ないし14文字目の不開示部分、32枚目の上から10行目の前から10文字目ないし12文字目の不開示部分及び下から9行目の後ろから6文字目ないし8文字目の不開示部分並びに33枚目の上から6行目の後ろから7文字目ないし9文字目の不開示部分
- (52) 文書30の41枚目の上から5行目及び9行目の不開示部分全て
- (53) 文書32の3枚目の上から6行目ないし8行目の不開示部分全て及び上から9行目の前から6文字目を除く不開示部分全て並びに上から10行目の前から11文字目及び12文字目の不開示部分
- (54) 文書32の7枚目の上から11行目の前から17文字目ないし19文字目の不開示部分並びに下から4行目の不開示部分全て

- (55) 文書32の8枚目の上から9行目の後ろから9文字目及び10文字目の不開示部分, 上から15行目の不開示部分, 上から16行目の後ろから6文字目ないし8文字目及び13文字目の不開示部分及び上から17行目の不開示部分並びに下から3行目の後ろから7文字目ないし9文字目の不開示部分
- (56) 文書32の9枚目の上から4行目の不開示部分, 上から15行目の後ろから8文字目及び9文字目の不開示部分, 上から16行目の後ろから1文字目の不開示部分及び上から17行目の不開示部分並びに下から1行目及び7行目の不開示部分全て
- (57) 文書32の10枚目の上から8行目の後ろから14文字目の不開示部分, 上から9行目の前から9文字目及び後ろから1文字目及び2文字目の不開示部分並びに上から10行目の不開示部分
- (58) 文書32の11枚目の下から10行目の後ろから14文字目及び15文字目の不開示部分, 12枚目の上から13行目の前から14文字目及び15文字目の不開示部分, 16枚目の上から9行目の後ろから8文字目ないし10文字目の不開示部分及び下から6行目の不開示部分並びに下から7行目の後ろから1文字目の不開示部分
- (59) 文書32の19枚目の上から1行目の後ろから6文字目及び7行目の不開示部分, 上から13行目の不開示部分及び20枚目の下から2行目の後ろから5文字目ないし7文字目の不開示部分並びに22枚目の下から1行目の不開示部分
- (60) 文書32の36枚目の下から8行目の不開示部分, 37枚目の上から3行目の前から1文字目ないし3文字目の不開示部分, 下から10行目の後ろから1文字目及び2文字目の不開示部分及び下から9行目の前から1文字目の不開示部分並びに下から6行目の前から14文字目ないし16文字目の不開示部分
- (61) 文書32の38枚目の上から7行目の後ろから10文字目ないし12文字目の不開示部分, 下から9行目の前から6文字目ないし8文字目の不開示部分及び39枚目の下から7行目の前から14文字目ないし16文字目の不開示部分並びに下から3行目の前から13文字目ないし15文字目の不開示部分
- (62) 文書32の42枚目の下から5行目の後ろから10文字目ないし12文字目の不開示部分
- (63) 文書32の46枚目の下から7行目の後ろから13文字目ないし15文字目の不開示部分及び49枚目の上から10行目の後ろから8文字目ないし10文字目の不開示部分並びに下から8行目の不開示部分
- (64) 文書32の54枚目の下から5行目及び11行目の不開示部分全て, 59枚目の上から3行目の不開示部分, 58枚目の上から12行目の後ろ

- から1文字目及び2文字目の不開示部分及び60枚目の上から11行目の後ろから7文字目及び8文字目の不開示部分並びに下から5行目の後ろから11文字目及び12文字目の不開示部分
- (65) 文書32の61枚目の上から1行目の後ろから1文字目の不開示部分, 上から2行目の不開示部分, 62枚目の下から12行目の前から16文字目及び17文字目の不開示部分及び63枚目の上から4行目の前から13文字目及び14文字目の不開示部分並びに上から11行目の不開示部分
- (66) 文書32の64枚目の下から3行目の不開示部分, 67枚目の下から7行目の後ろから1文字目ないし3文字目の不開示部分, 68枚目の上から1行目の後ろから12文字目ないし14文字目の不開示部分, 上から3行目の不開示部分及び69枚目の下から2行目の前から13文字目ないし15文字目の不開示部分並びに70枚目の下から1行目の不開示部分
- (67) 文書32の76枚目の上から4行目の前から2文字目及び5文字目の不開示部分, 上から10行目の前から2文字目及び5文字目の不開示部分, 下から8行目の不開示部分
- (68) 文書36の27枚目の下から10行目の不開示部分及び40枚目の下から2行目の後ろから6文字目ないし8文字目の不開示部分並びに41枚目の下から1行目の前から18文字目の不開示部分
- (69) 文書36の49枚目の上から9行目の不開示部分及び上から13行目の不開示部分並びに52枚目の下から4行目の後ろから11文字目及び14文字目の不開示部分
- (70) 文書38の9枚目の下から1行目及び2行目の不開示部分全て及び10枚目の上から8行目の前から8文字目及び9文字目の不開示部分
- (71) 文書39の27枚目の上から10行目の不開示部分及び28枚目の下から8行目の不開示部分並びに46枚目の上から13行目の前から17文字目の不開示部分
- (72) 文書43の13枚目の上から13行目の前から1文字目ないし3文字目の不開示部分及び14枚目の上から4行目の前から13文字目ないし15文字目の不開示部分
- (73) 文書48の4枚目の下から6行目及び7行目の不開示部分全て, 12枚目の上から9行目の不開示部分, 下から6行目の前から12文字目及び後ろから1文字目の不開示部分及び下から4行目の前から6文字目ないし8文字目の不開示部分並びに13枚目の上から12行目の後ろから11文字目ないし13文字目の不開示部分
- (74) 文書48の14枚目の下から5行目の後ろから11文字目ないし13文字目の不開示部分及び15枚目の下から9行目の後ろから12文字目ないし14文字目の不開示部分並びに16枚目の下から10行目の後ろから6文字目ないし8文字目の不開示部分

- (75) 文書48の17枚目の上から2行目及び3行目の不開示部分全て、下から12行目の後ろから6文字目及び7文字目の不開示部分、下から11行目の不開示部分及び下から6行目の前から13文字目及び14文字目の不開示部分並びに下から4行目の不開示部分
- (76) 文書48の18枚目の上から2行目、13行目、14行目及び21行目の不開示部分全て並びに下から4行目の前から18文字目及び19文字目の不開示部分
- (77) 文書48の19枚目の上から3行目の後ろから1文字目及び2文字目の不開示部分及び上から4行目の前から1文字目の不開示部分並びに下から9行目の前から7文字目及び8文字目の不開示部分
- (78) 文書48の20枚目の下から5行目の後ろから8文字目及び9文字目の不開示部分及び下から1行目及び3行目の不開示部分全て、21枚目の上から1行目の不開示部分並びに上から2行目の後ろから5文字目及び6文字目の不開示部分
- (79) 文書48の23枚目の上から6行目の後ろから5文字目ないし7文字目の不開示部分、上から11行目の後ろから4文字目ないし6文字目の不開示部分、上から13行目の不開示部分及び下から5行目の不開示部分並びに25枚目の下から7行目の後ろから17文字目の不開示部分
- (80) 文書48の32枚目の下から8行目の不開示部分及び33枚目の上から13行目の後ろから9文字目ないし11文字目の不開示部分
- (81) 文書48の35枚目の上から10行目の前から13文字目ないし15文字目の不開示部分、38枚目の上から5行目の後ろから5文字目及び6文字目の不開示部分及び39枚目の上から2行目及び3行目の不開示部分並びに上から7行目の不開示部分
- (82) 文書50の3枚目の上から6行目の後ろから16文字目の不開示部分及び4枚目の上から9行目の後ろから18文字目の不開示部分

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書名	不開示部分	根拠条文 (法5条)	不開示理由
1	文書1及び文書2	個人の氏名	1号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）であり、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。また、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない。
	文書3	個人の氏名， 国以外の者に対する訴訟物の価額，個人の機微に関する情報及び関係者の所属部隊等の固有番号		
	文書4	個人の氏名		
	文書5	個人の氏名及び関係者の所属部隊等の固有番号		
	文書6	個人の氏名， 関係者の所属部隊等の固有番号，個人の機微に関する情報及び刑事告訴に関する報道日		
	文書7	個人の氏名， 個人の機微に関する情報及び刑事告訴に関する報道日		
	文書8	個人の氏名， 経歴，肩書， 関係者の所属部隊等の固有番号及び個人		

		の機微に関する情報		
	文書 9 及び文書 10	個人の氏名		
	文書 11 及び文書 12	個人の氏名及び個人の機微に関する情報		
	文書 13	個人の氏名，関係者の所属部隊等の固有番号，個人の機微に関する情報及び国以外の者に対する訴訟物の価額等		
	文書 14	個人の氏名		
	文書 15	個人の氏名及び個人の機微に関する情報		
	文書 16 及び文書 17	個人の氏名		
	文書 18	個人の氏名，個人の機微に関する情報，関係者の所属部隊等の固有番号及び刑事告訴に関する報道日		
	文書 19 及び文書 20	個人の氏名		
	文書 21	個人の氏名，肩書，個人の		

		機微に関する 情報及び関係 者の所属部隊 の固有番号		
	文書 2 2 及び文書 2 3	個人の氏名		
	文書 2 5	個人の氏名， 住所，生年月 日，血液型， 電話番号，続 柄，関係者の 所属部隊等の 固有番号及び 個人の機微に 関する情報		
	文書 2 6 及び文書 2 7	個人の氏名		
	文書 2 8	個人の氏名及 び肩書		
	文書 2 9	個人の氏名及 び関係者の所 属部隊等の固 有番号		
	文書 3 0	個人の氏名， 肩書，関係者 の所属部隊等 の固有番号及 び個人の機微 に関する情報		
	文書 3 1	個人の氏名		
	文書 3 2	個人の氏名， 住所，肩書， 個人の機微に 関する情報， 関係者の所属		

		部隊等の固有番号及び国以外の者に対する訴訟物の価額		
	文書 3 3 及び文書 3 4	個人の氏名		
	文書 3 5	個人の氏名， 住所		
	文書 3 6	個人の氏名， 肩書，市町村名，個人の機微に関する情報，事件番号等及び関係者の所属部隊等の固有番号		
	文書 3 7	個人の氏名		
	文書 3 8	個人の氏名， 市町村名，個人の機微に関する情報及び関係者の所属部隊等の固有番号		
	文書 3 9	個人の氏名， 市町村名，個人の機微に関する情報及び関係者の所属部隊等の固有番号		
	文書 4 0	個人の氏名		
	文書 4 1	事件番号，個人の氏名，個人の機微に関		

		する情報及び 刑事告訴に関 する報道日		
	文書42	事件番号，個 人の氏名，肩 書，関係者の 所属部隊等の 固有番号及び 個人の機微に 関する情報		
	文書43	個人の氏名及 び関係者の所 属部隊等の固 有番号		
	文書44	個人の氏名		
	文書45	個人の氏名， 役職名の肩 書，職責及び 個人の機微に 関する情報		
	文書46	個人の氏名， 肩書，職責， 事件番号及び 関係者の所属 部隊等の固有 番号		
	文書48	個人の氏名， 住所，肩書， 関係者の所属 部隊等の固有 番号，個人の 機微に関する 情報及び国以 外の者に対す る訴訟物の価 額等		
	文書49	個人の氏名，		

		肩書及び職責		
	文書50	個人の氏名， 肩書，職責及 び関係者の所 属部隊等の固 有番号		
	文書51	個人の氏名， 肩書及び職責		
2	文書1ないし文書19，文書35ないし文書42，文書45，文書46，文書49及び文書50	原告訴訟代理人弁護士の印影	2号イ	法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
3	文書20，文書34及び文書43	国の機関の電話番号及びファクシミリ番号	6号柱書き	公にすることにより，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。